

京都市教育委員会教育長告示第15号

京都市野外活動施設花背山の家条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市野外活動施設花背山の家を次のとおり臨時に休所します。

平成24年1月6日

京都市教育委員会
教育長 高桑三男

臨時に休所する日 平成24年7月17日（火）及び同月18日（水）

（野外活動施設花背山の家事業課）